

ユイック(株)都市居住評価センター 建築物省エネ法判定業務 料金表(非住宅)

※以下の表1の判定料金は、当社に建築確認申請を併せていただいた場合の税込金額となっています。

※上記以外の料金は、表外【その他の料金について】①～⑦によります(全て税込)。

表1

単位：円

対象床面積 (㎡)	a. ホテル・病院・老人ホーム・ 集会所等及び用途b・cを含む 複数用途の場合		b. 事務所・百貨店・学校・飲食店等及 び用途cを含む複数用途 (用途aを含む場合はa)		c. 工場・倉庫 (用途a・bを含まないもの)	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST
500未満	132,000	220,000	93,500	176,000	66,000	132,000
500～1,000未満	154,000	275,000	104,500	198,000	77,000	154,000
1,000～2,000未満	187,000	330,000	115,500	220,000	88,000	187,000
2,000～3,000未満	220,000	385,000	140,800	264,000	110,000	220,000
3,000～4,000未満	242,000	440,000	173,800	297,000	121,000	242,000
4,000～5,000未満	275,000	495,000	198,000	330,000	143,000	264,000
5,000～6,000未満	297,000	528,000	231,000	352,000	154,000	286,000
6,000～8,000未満	319,000	550,000	242,000	374,000	165,000	308,000
8,000～10,000未満	341,000	572,000	253,000	396,000	176,000	330,000
10,000～15,000未満	363,000	638,000	275,000	440,000	198,000	352,000
15,000～20,000未満	385,000	660,000	297,000	462,000	209,000	385,000
20,000～30,000未満	418,000	726,000	319,000	517,000	231,000	418,000
30,000～40,000未満	440,000	759,000	352,000	550,000	253,000	440,000
40,000～50,000未満	462,000	792,000	363,000	572,000	275,000	462,000
50,000～100,000未満	550,000	935,000	440,000	715,000	330,000	550,000
100,000～200,000未満	660,000	1,045,000	528,000	825,000	418,000	715,000
200,000～300,000未満	968,000	1,320,000	638,000	990,000	528,000	825,000
300,000以上	1,122,000	1,540,000	902,000	1,100,000	682,000	935,000

【その他の料金について】

- ①省エネ計算対象外の室のみで構成されている適合義務対象建築物は、一律55,000円/件とします。
- ②計画変更(以下、「変更」という。)料金は、変更時の対象床面積に応じた表1の60%の金額とします。
また、2回目以降の変更は表1の40%の金額としますが、その金額が33,000円未満の場合は、33,000円とします。
ただし、以下i～iiiの場合は表1を適用します。
- i 直前の判定を他機関で受けている場合
 - ii 計算方法を変更(モデル建物法から標準入力法・主要室入力法などへ変更)した場合
 - iii 当初①を適用とし、その後変更時に計算対象となる場合
- ③軽微変更該当証明申請(以下、「軽微変更」という。)料金は、申請時の対象床面積に応じた表1の60%の金額とします。
また、2回目以降の軽微変更は表1の40%の金額としますが、その金額が33,000円未満の場合は、33,000円とします。
ただし、以下iの場合は表1を適用します。
- i 直前の判定を他機関で受けている場合
- ④複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)で、法第15条3項に基づき所管行政庁へ図書を送付する場合は、事務手数料として11,000円を加算します。
- ⑤工事種別が増改築で、既存部分のBEI値にデフォルト値を採用する場合は、増改築部分の対象床面積を算定面積とします。
また、増改築する建築物の既存部分が当社の適合判定通知書の交付を受けたもので、その計算書・BEI値を採用できる場合も増改築部分の対象床面積を算定面積とします。
これらに当たらない場合は、既存部分も含めて算定面積とします。
- ⑥当機関以外の確認申請若しくは計画通知で、省エネ適判のみを当機関で行う場合は、表1の料金に以下の割合を加算します。
- i モデル建物法で他機関等での確認申請は20%
 - ii モデル建物法で計画通知は10%
 - iii 標準入力法等で他機関等での確認申請は40%
 - iv 標準入力法等で計画通知は20%
- ⑦適合判定通知書・軽微変更該当証明書の破損等での再発行は、1通につき11,000円を申し受けます。

【減額または増額の割合について】

- ①業務規程第19条第1項(2)に規定する減額の上限は、40%とします。
- ②業務規程第20条第1項に規定する増額の上限は、20%とします。

【参考】

表1における用途の区分は以下のとおりとします。

a. ホテル・病院・ 老人ホーム・ 集会所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・図書館、博物館、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・体育館、公会堂、集会場、ポーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
b. 事務所・百貨店・ 学校・飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
c. 工場・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況 に関してこれらに類するもの